

聖霊学園高等学校 いじめ防止等のための基本方針

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

本校では、全職員が「いじめはどの生徒にも、どこの学校にも起こりうる」という共通認識のもと、すべての生徒が安心して生活し、共に学び合うことのできる環境を作り上げることを目指し、学校、家庭、その他の関係機関が連携して、いじめの未然防止と早期発見に努め、適切な対処を図るものとする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法には、「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。この定義に基づき、個々の行為が、法律や条例上のいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行うものとする。

また、いじめに当たるか否かの判断は、個々の教員が行うのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（本校においてはいじめ防止対策委員会という。）が行う。

(2) いじめの一般的な態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口を言われた。
- ② 仲間はずれや無視をされた。
- ③ たたかれたり、蹴られたりした。
- ④ お金や物を要求された。
- ⑤ 物を隠されたり、盗まれたり、壊されたりした。
- ⑥ 自分が嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられた。
- ⑦ スマートフォンやパソコンでSNS上に悪口や嫌なことを書き込まれた。
- ⑧ 仕事を押しつけられた。

など

（3）いじめ防止等の対策のための組織

名 称 「いじめ防止対策委員会」

構成員 校長 教頭 主幹 生活指導部長 各学年主任 養護教諭 関係教諭

役 割 いじめ解決に向けての対応と再発防止

いじめ防止等の基本方針の見直し

重大事態発生時の対応

3 いじめの未然防止のための取り組み

- ・全ての教育活動を通じた心の教育及び体験活動等の充実を図り、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、いじめ防止に資する。
- ・生徒一人ひとりが授業や行事に主体的に参加し活躍できる集団作り、居場所作りを進め集団の一員としての自覚や自己有用感の育成を図る。
- ・規律ある生活を送るように指導するとともに集中して授業に取り組むことにより、学力の向上をはかり、達成感や満足感を持たせる。
- ・教員はいじめを絶対に許さないという共通認識に立ち、いじめの態様、特質等について校内研修や職員会議を行い、組織的に対応する。
- ・生徒に対していじめは決して許されない行為であることはもちろん、見て見ぬふりをすることもいじめを肯定していることと同様であり、いじめをやめさせたり報告したりする勇気の大切さについて指導する。

4 いじめの早期発見のための取り組み

- ・生徒や保護者等との信頼関係の構築に努めるとともに、生徒の変化や生徒が発したサインを見逃すことがないよう教員同士で生徒に関する情報を共有化すると共に、必要に応じて保護者等との連携を図り対応にあたる。
- ・生徒を見守る中で人間関係のトラブルや悪ふざけ、ひやかしなどささいな兆候であってもいじめではないかという疑問をもつとともに、一回限りのものであっても早期の段階から学校が組織として関わり、支援や指導を行う。
- ・生徒理解といじめの早期発見に努めるため、定期的に面談やアンケートを実施する。
- ・教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者等に周知する。教育相談で得た生徒の個人情報についての対外的取り扱いには適切に取り扱う。
- ・いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけ実施。いじめ防止に対する教職員の資質向上をはかる。
- ・インターネット上のいじめ防止対応として、情報教育の充実と、保護者等が効果的に対処できるよう研修会など啓発運動を行う。

5 いじめに対する処置

- ・いじめについての聞き取りは、複数の教職員で行い、他の生徒に気づかれないよう時間や場所に配慮する。
- ・聞き取りした内容は、一語一語を忠実にメモをとり、事実のみを具体的に時系列で記録し、まとめる。
- ・いじめの疑いがあるとき、いじめに関する相談を受けたとき、その状況について速やかに管理職及び「いじめ防止対策委員会」に報告するとともに、当該生徒に関わる事実の確認を行う。その際、校務の何よりも優先していじめ解決に向けた対応にあたらなければならない。
- ・いじめがあったことが確認された場合、その行為をすぐにやめさせるとともに被害生徒の苦しみや不安を取り除き、心のケアにもあたる。また、保護者等へも確認した事実を迅速かつ正確に伝え、心情に配慮しつつ理解と協力を得る。
- ・加害生徒へはいじめは絶対に許されないという毅然とした姿勢で粘り強く指導にあたり、その保護者等へも確認した事実を迅速かつ正確に伝え、事態の深刻さを理解してもらい指導の協力を求める。
- ・状況に応じスクールカウンセラーや関係機関と連携を図り指導にあたる。
- ・必要に応じて設置者への報告を行う。

6 重大事態発生時の対応

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条に基づいて次の場合をいう。

- (1) いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神疾患を発症した場合
- (2) いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさる疑いあると認めるとき。
 - ・年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合

重大事態発生の場合、学校法人、県教育委員会に迅速に報告するとともに、第三者からなる組織を設け調査にあたる。教職員は、重大事態が発生したことを真摯に受け止め調査に協力し、事実関係の把握に努める。

《 年 間 計 画 》

月	計 画	委 員 会 等
4 月	情報モラル教室・面接週間 校内巡視	生活指導委員会（情報交換）
5 月		生活指導委員会（情報交換）
6 月	職員研修	生活指導委員会（情報交換）
7 月	学校生活アンケート・教育相談 三者面談	学校生活アンケート分析
8 月	校内巡視	生活指導委員会（情報交換）
9 月		生活指導委員会（情報交換）
10 月	健康講話（1年生）・教育相談 校内巡視	生活指導委員会（情報交換）
11 月	学校生活アンケート	学校生活アンケート分析 生活指導委員会（情報交換）
12 月	校内巡視	
1 月	教育相談・校内巡視	
2 月	校内巡視	生活指導委員会（情報交換）
3 月		生活指導委員会（情報交換）

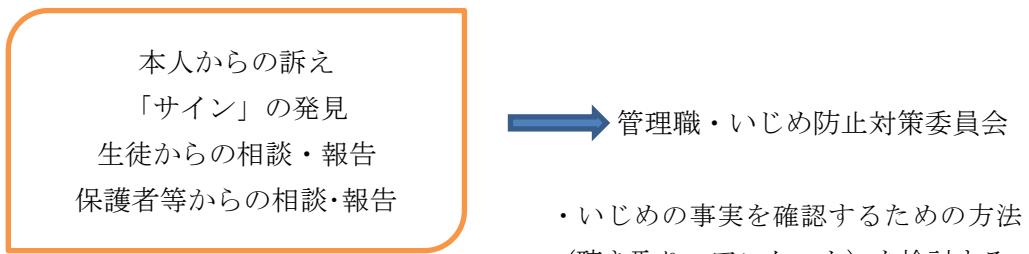
※スクールカウンセラーによる教育相談（毎週金曜日 午後）

※保護者等との面談は状況に合わせ随時行う

※いじめ防止対策委員会は必要に応じて随時行う

《いじめ発生時の組織的流れ》

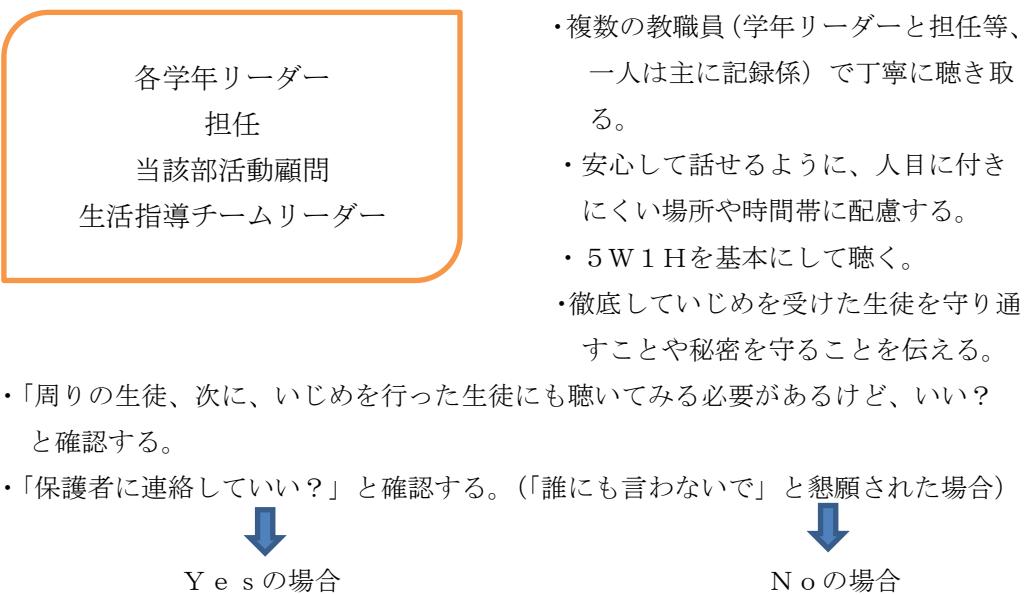
1. いじめの情報



- ・いじめの事実を確認するための方法（聴き取り、アンケート）を検討する。
- ・アンケートの場合は、どのような内容で、いつするのかの決定を行う。

※捜査機関の捜査ではなく、あくまでも教育目的の調査であることを確認する。

2. 事実確認



- Y e s の場合
- ・その日のうちに迅速に保護者等へ連絡をする。（電話ではなく、直接会った方がよい）
 - ・聴き取った内容を具体的に伝え、今後の方向性の概要を説明する。
 - ・いじめ防止対策委員会を開催し事実関係が明らかになるまでは、他の保護者等やいじめを行った生徒の保護者等にも連絡をしないよう依頼する。

- N o の場合
- ・「とっても大事なことなので、先生は話した方がいいと思う」「今決心がつかないのであれば明日にしようか」と待つ。

※必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し、情報共有と方針の変更や再確認を行う。

② 周囲の生徒からの聴き取り

- ・①で目撃あるいは近くにいた生徒などであることを確認する。
- ・複数の教職員（学年リーダーと担任等、一人は主に記録係）で丁寧に聴き取る。
※この場合、①で聴き取りした教職員と同じであることが望ましい。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・5W1Hを基本にして聴く。

※必要に応じていじめ防止対策委員会を開催し、情報共有と方針の変更や再確認を行う。

③ いじめを行った生徒からの聴き取り

- ・複数の教職員（学年リーダーと担任等、一人は主に記録係）で丁寧に聴き取る。
※この場合、①で聴き取りした教職員と同じであることが望ましい。
- ・安心して話せるように、人目に付きにくい場所や時間帯に配慮する。
- ・威圧的に聴き取りはしない。いじめ認定前なので、主張に耳を傾ける。**指導や注意はその場ではしてはいけない。**
- ・5W1Hを基本にして聴く。

※生徒が事実関係の調査などを拒否する意思を明確にし、聴き取りを拒絶する場合は、強制できない。説得を試みることは可能である。

- ・その日のうちに迅速に保護者等へ連絡をする。（電話ではなく、直接会った方がよい）
- ・聴き取った内容を具体的に伝え、今後の方向性の概要を説明する。
- ・事実関係が明らかになるまでは、他の保護者等やいじめを受けた生徒の保護者等にも連絡をしないように依頼する。

3. いじめ防止対策委員会

校長
教頭
主幹
生活指導チームリーダー
当該学年リーダー
当該学級担任
養護教諭
その他関係職員

- ・上記の①②③で聴き取った内容を確認する。
- ・聴き取りにくい違いがあれば必要に応じて再度聴き取りを行う。
- ・いじめを受けた生徒が述べたいじめ行為について、それがいじめにあたるかどうか確認する。

【いじめがあったと認定した場合】

- ・すぐにいじめをやめさせる。
- ・被害生徒に対して、どのような支援を、誰が行うかを決定する。
- ・保護者に対しても結果と内容について伝える。
- ・加害生徒に対して、どのような指導を、誰が行うかを決定する。

【いじめが認定できない場合】

- ・認定できなかった理由や根拠をいじめを受けたと主張する生徒に丁寧に説明する。
- ・保護者に対しても同様に説明する。
- ・いじめを行ったと言われた生徒の保護者にも経過等を丁寧に説明する。

※学校法人へ報告する。重大事態は秋田県教育委員会や警察など関係機関へ連絡する。

4. 職員会議

保護者等との連携
被害生徒の心のケア
加害生徒への指導
被害生徒の周辺の環境整備

- ・被害生徒または保護者に対して、不安や疑問がないかを聞くとともに安心して学校生活を送れるように体制を整え、継続的に支援を行う。
- ・加害生徒に対する指導およびその保護者に対する助言を継続的に行う。

- ・指導の際、教職員の主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

※支援、指導する際、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の協力を得て行う場合もあり得る。

- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。また、いじめは決して許されない行為であること、いじめをやめさせたり報告したりする勇気の大切さについて指導する。
- ・教職員全員の共通理解と連携のもと、いじめの再発防止に努める。

付記

この「方針」は2015（平成27）年4月1日より施行する。

この「方針」は2017（平成29）年4月1日より施行する。

この「方針」は2020（令和2）年4月1日より施行する。

この「方針」は2022（令和4）年4月1日より施行する。

この「方針」は2025（令和7）年4月1日より施行する。